

千葉県報

定例
令和7年6月17日

主要目次

告示	一
土地改良区定款の変更認可（二件）	一
土砂災害警戒区域の指定（二件）	一
土砂災害特別警戒区域の指定（二件）	七
公告	
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出（二件）	一四
土地改良区役員の就任	一五
土地改良区役員の退任（二件）	一五
土地改良区役員の退任及び就任（二件）	一五
特定調達公告	
入札公告（二件）	一六
正誤	
令和七年三月三十一日付け県報号外第四三号中	一九
令和七年三月三十一日付け県報号外第五四号中	一九
令和七年三月三十一日付け県報号外第五五号中	二〇

告示

千葉県告示第三百五十一号	
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市市西土地改良区の定款の変更を令和七年六月十日付けで認可した。	
令和七年六月十七日	
千葉県知事 熊谷 俊人	
千葉県告示第三百五十二号	
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市寺谷土地改良区の定款の変更を令和七年六月十日付けで認可した。	
令和七年六月十七日	
千葉県知事 熊谷 俊人	
千葉県告示第三百五十三号	

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
令和七年六月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上高根一六	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上高根一七	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上高根一八	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上高根一九	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上高根二〇	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上高根二一	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上高根二二	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上高根二三	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上高根二四	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上高根二五	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上高根二六	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
真ヶ谷七	市原市真ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西国吉九	市原市西国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西国吉一〇	市原市西国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西国吉一一	市原市西国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

中高根四	中高根三	中高根二	中一	池和田一八	池和田一七	池和田一六	池和田一五	池和田一四	池和田一三	池和田一二	石川九	石川八	石川七	石川六	西国吉一三	西国吉一二	
面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域
市原市中高根の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市中高根及び上高根の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市中高根の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市中の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市池和田及び田尾の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市池和田の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市池和田の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市池和田の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市池和田の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市池和田及び鶴舞の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市池和田の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市石川及び鶴舞の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市石川の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市石川の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市石川の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市西国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市西国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市西国吉の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

風戸六	馬立二	馬立一	南岩崎八	南岩崎七	田尾一四	田尾一三	田尾一二	田尾一一	田尾一〇	江子田三	原田四	原田三	鶴舞三	奥野二三	中高根七	中高根六	中高根五
市原市風戸の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市馬立の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市馬立及び西国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市南岩崎及び上高根の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市南岩崎の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市田尾の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市田尾の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市田尾の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市田尾の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市田尾の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市江子田及び鶴舞の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市原田の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市原田、鶴舞及び江子田の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市鶴舞及び石川の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市奥野及び鶴舞の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市中高根の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市中高根及び光風台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市中高根の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

米原三五	米原三四	米原三三	米原三二	米原三一	米原三〇	米原二九	平蔵三〇	平蔵二九	平蔵二八	平蔵二七	平蔵二六	平蔵二五	平蔵二四	平蔵二三	平蔵二二	平蔵二一	
示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市平蔵の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市平蔵の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市平蔵の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市平蔵の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市平蔵の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市平蔵の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市平蔵の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市平蔵の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市平蔵の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市平蔵の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

米原三六	米原三七	米原三八	米原三九	米原四〇	米原四一	米原四二	米沢七	米沢八	米沢九	奉免五	奉免六	奉免七	堀越六	藪三	藪四	岩七
示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米沢の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米沢の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市米沢の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市奉免の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市奉免の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市奉免の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市堀越及び市場の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市藪の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市藪の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市岩及び藪の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備え置

大田和四	大田和三	大田和二	大田和一	相川一五	小志駒七	小志駒六	小志駒五	寺尾五	寺尾四	寺尾三	山脇四	東大和田一二	東大和田一一	東大和田一〇	東大和田九	東大和田八	
富津市大田和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市大田和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市大田和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市大田和及び関の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市相川、売津及び花輪の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市小志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市小志駒及び上後の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市寺尾及び桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市寺尾の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山脇、田原及び六野の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	関尻の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

田倉三五	田倉三四	田倉三三	田倉三二	田倉三一	田倉三〇	田倉二九	田倉二八	田倉二七	田倉二六	田倉二五	田倉二四	田倉二三	田倉二二	田原八	田原七	田原六	
富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉及び恩田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉及び恩田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田原の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田原の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田原及び小志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

加藤三	横山二	横山一	湊一五	湊一四	不入斗一六	不入斗一五	不入斗一四	不入斗一三	不入斗一二	不入斗一一	田倉四二	田倉四一	田倉四〇	田倉三九	田倉三八	田倉三七	田倉三六
富津市加藤の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市湊及び数馬の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市湊の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市不入斗の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市不入斗の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市不入斗の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市不入斗の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市不入斗の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市不入斗の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田倉の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
桜井二二	桜井二一	桜井二〇	桜井一九	桜井一八	桜井一七	桜井一六	更和五	更和四	更和三	更和二	関八	関七	関六	関五	関四	加藤四	
富津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市桜井及び寺尾の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市桜井及び大田和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市更和及び台原の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市更和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市更和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市更和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市更和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市関及び大田和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市関の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市関の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市関及び豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市関及び豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市加藤の区域のうち、次の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

桜井二三	富津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜井二四	富津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜井総稱鬼泪山一	富津市桜井総稱鬼泪山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上後三	富津市上後の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上後四	富津市上後の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
数馬四	富津市数馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
数馬五	富津市数馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台原一	富津市台原、長崎及び横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大森一	富津市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大森二	富津市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大森三	富津市大森、長崎及び六野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大川崎三	富津市大川崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大川崎四	富津市大川崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大川崎五	富津市大川崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長崎一	富津市長崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
売津一	富津市売津及び海良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
六野一	富津市六野及び押切の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
六野二	富津市六野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和七年六月十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

に示す区域	
区域の名称	指定の区域
上高根一七	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域
上高根一八	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域
上高根一九	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域
上高根二〇	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域
上高根二一	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域
上高根二二	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域
上高根二三	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域
上高根二四	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域
上高根二五	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域
上高根二六	市原市上高根の区域のうち、次の図面に示す区域
真ヶ谷七	市原市真ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域

中一	池和田一八	池和田一七	池和田一六	池和田一五	池和田一四	池和田一三	池和田一二	石川九	石川八	石川七	石川六	西国吉二三	西国吉一一	西国吉一〇	西国吉九	
市原市中の区域のうち、次 区域	市原市池和田及び田尾の区 域のうち、次の図面に示す 区域	市原市池和田の区域のう ち、次の図面に示す区域	市原市池和田の区域のう ち、次の図面に示す区域	市原市池和田の区域のう ち、次の図面に示す区域	市原市池和田の区域のう ち、次の図面に示す区域	市原市池和田及び鶴舞の区 域のうち、次の図面に示す 区域	市原市池和田の区域のう ち、次の図面に示す区域	市原市石川及び鶴舞の区域 のうち、次の図面に示す区 域	市原市石川の区域のうち、 次の図面に示す区域	市原市石川の区域のうち、 次の図面に示す区域	市原市石川の区域のうち、 次の図面に示す区域	市原市西国吉の区域のう ち、次の図面に示す区域	市原市西国吉の区域のう ち、次の図面に示す区域	市原市西国吉の区域のう ち、次の図面に示す区域	市原市西国吉の区域のう ち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
田尾一二	田尾一一	田尾一〇	江子田三	原田四	原田三	鶴舞三	奥野二三	中高根七	中高根六	中高根五	中高根四	中高根三	中高根二			
次の図面に示す区域	市原市田尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	市原市田尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	市原市江子田及び鶴舞の区 域のうち、次の図面に示す 区域	市原市原田の区域のうち、 次の図面に示す区域	市原市原田、鶴舞及び江子 田の区域のうち、次の図面 に示す区域	市原市鶴舞及び石川の区域 のうち、次の図面に示す区 域	市原市奥野及び鶴舞の区域 のうち、次の図面に示す区 域	市原市中高根の区域のう ち、次の図面に示す区域	市原市中高根及び光風台三 丁目の区域のうち、次の図 面に示す区域	市原市中高根の区域のう ち、次の図面に示す区域	市原市中高根の区域のう ち、次の図面に示す区域	市原市中高根及び上高根の 区域のうち、次の図面に示 す区域	市原市中高根の区域のう ち、次の図面に示す区域	市原市中高根の区域のう ち、次の図面に示す区域	市原市中高根の区域のう ち、次の図面に示す区域	の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

田尾一三	市原市田尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
田尾一四	市原市田尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南岩崎七	市原市南岩崎の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南岩崎八	市原市南岩崎及び上高根の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
馬立一	市原市馬立及び西国吉の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
馬立二	市原市馬立の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
風戸六	市原市風戸の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平蔵二一	市原市平蔵の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平蔵二二	市原市平蔵の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平蔵二三	市原市平蔵の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平蔵二四	市原市平蔵の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平蔵二五	市原市平蔵の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平蔵二六	市原市平蔵の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平蔵二七	市原市平蔵の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平蔵二八	市原市平蔵の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平蔵二九	市原市平蔵の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平蔵三〇	市原市平蔵の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

米原二九	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米原三〇	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米原三一	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米原三二	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米原三三	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米原三四	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米原三五	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米原三六	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米原三七	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米原三八	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米原三九	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米原四〇	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米原四一	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米原四二	市原市米原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米沢八	市原市米沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米沢九	市原市米沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
奉免五	市原市奉免の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

奉免六	市原市奉免の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
奉免七	市原市奉免の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
堀越六	市原市堀越及び市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藪三	市原市藪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藪四	市原市藪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩七	市原市岩及び藪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和七年六月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
宇藤原八	富津市宇藤原及び高溝の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宇藤原九	富津市宇藤原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宇藤原一〇	富津市宇藤原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宇藤原一一	富津市宇藤原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

宇藤原一二	富津市宇藤原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宇藤原一三	富津市宇藤原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
恩田一	富津市恩田及び東大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
恩田二	富津市恩田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
恩田三	富津市恩田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
恩田四	富津市恩田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
恩田五	富津市恩田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
海良一〇	富津市海良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
関尻七	富津市関尻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
関尻八	富津市関尻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
関尻九	富津市関尻、上後及び恩田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
関尻一〇	富津市関尻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩坂一一	富津市岩坂、数馬及び湊の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩坂一二	富津市岩坂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩本一一	富津市岩本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高溝五	富津市高溝の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

山脇四	東大和田一二	東大和田一一	東大和田一〇	東大和田九	東大和田八	東大和田七	東大和田六	高溝一三	高溝一二	高溝一一	高溝一〇	高溝九	高溝八	高溝七	高溝六
富津市山脇、田原及び六野の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田、上後、大川崎及び関尻の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市東大和田及び高溝の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市高溝の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市高溝の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市高溝の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市高溝の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市高溝の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市高溝の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市高溝の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市高溝及び宇藤原の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
田倉二二	田原八	田原七	田原六	大田和四	大田和三	大田和二	大田和一	相川一五	小志駒七	小志駒六	小志駒五	寺尾五	寺尾四	寺尾三	
富津市田倉及び恩田の区域	富津市田原の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田原の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市田原及び小志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市大田和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市大田和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市大田和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市大田和及び関の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市相川、売津及び花輪の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市小志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市小志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市小志駒及び上後の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市寺尾及び桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市寺尾の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市寺尾の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

桜井二三	桜井二二	桜井二一	桜井二〇	桜井一九	桜井一八	桜井一七	桜井一六	更和五	更和四	更和三	更和二	関八	関七	関六	
次の図面に示す区域	富津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市桜井及び寺尾の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市桜井の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市更和及び台原の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市更和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市更和及び台原の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市更和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市関及び大田和の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市関の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市関の区域のうち、次の図面に示す区域	うち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	
六野一	売津一	長崎一	大川崎五	大川崎四	大川崎三	大森三	大森二	大森一	台原一	数馬五	数馬四	上後四	上後三	山一	桜井総稱鬼泪
富津市六野及び押切の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市売津及び海良の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市長崎の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市大川崎の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市大川崎の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市大川崎の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市大森、長崎及び六野の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市台原、長崎及び横山の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市数馬の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市数馬の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市上後の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市上後の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市桜井総稱鬼泪山の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市桜井総稱鬼泪山の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

第 1 4 0 5 0 号				千	葉	県	報	令和 7 年 6 月 17 日（火曜日）	
								六野二	
								富津市六野の区域のうち、	
								急傾斜地の崩壊	
								次の図面のとおり	
								次の図面に示す区域	
								（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）	
								公 告	
								大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	
								大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
								その届出及び添付書類は、令和七年六月十七日から十月十七日まで縦覧に供する。	
								なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年六月十七日から十月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	
								令和七年六月十七日	
								千葉県知事 熊谷 俊 人	
								一 届出の概要	
								1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
								（仮称）ダイレックス佐倉井野店	
								佐倉市井野町字庚申前六〇番六〇ほか	
								2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
								イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	
								有限会社秋山梱包産業 取締役 秋山和俊	
								佐倉市井野一、五〇五番地	
								ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	
								ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇	
								佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	
								3 大規模小売店舗の新設をする日	
								令和八年二月三日	
								4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	
								一、四九九平方メートル	
								5 駐車場の収容台数	
								五三台	
								6 駐輪場の収容台数	
								四七台	
								7 荷さばき施設の面積	
								8 一一五平方メートル	
								廃棄物等の保管施設の容量	
								八立方メートル	
								9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	
								開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分	
								10 来客が駐車場を利用することができる時間帯	
								午前八時三十分から午後十時まで	
								11 駐車場の自動車の出入口の数	
								二か所	
								12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	
								午前六時から午後十時まで	
								二 届出年月日	
								令和七年六月二日	
								三 縦覧場所	
								千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市経済環境部商工振興課	
								大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	
								大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
								その届出及び添付書類は、令和七年六月十七日から十月十七日まで縦覧に供する。	
								なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年六月十七日から十月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	
								令和七年六月十七日	
								千葉県知事 熊谷 俊 人	
								一 届出の概要	
								1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
								せんだう青柳北店	
								市原市青柳字天王新田五〇六番一ほか	
								2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
								イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	
								株式会社せんだう 代表取締役 小澤三夫	
								市原市八幡八一三番地	
								ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	
								株式会社せんだう 代表取締役 小澤三夫	

3	市原市八幡八一三番地 大規模小売店舗の新設をする日 令和八年一月三十一日	
4	大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一、六九三平方メートル	
5	駐車場の収容台数 五九台	
6	駐輪場の収容台数 四八台	
7	荷さばき施設の面積 一一二平方メートル	
8	廃棄物等の保管施設の容量 九立方メートル	
9	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前八時、閉店時刻は午後九時四十五分	
10	来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十時まで	
11	駐車場の自動車の出入口の数 六か所	
12	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで	
二	届出年月日 令和七年五月三十日	
三	縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課	
土地改良区役員の就任 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、市原市戸田土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。 令和七年六月十七日		
一	就任理事 市原市中高根九五〇番地 〃 上高根一、〇七五番地二 〃 中高根二五五番地 〃 馬立八四四番地	千葉県知事 熊谷 俊 人
土地改良区役員の退任 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、鴨川市加茂川沿岸土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。 令和七年六月十七日		
一	退任理事 鴨川市竹平一六二番地 〃 花房三九八番地一 〃 横渚一、一五六番地 〃 貝渚一、三一五番地 〃 大里五五番地	千葉県知事 熊谷 俊 人
土地改良区役員の退任 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、香取郡東庄町羽計一、五六三番地 令和七年六月十七日		
二	就任監事 市原市南岩崎三九九番地 〃 中高根六五番地	影 赤 永 影 内 渡 鈴 山 石 野 山 山 邊 木 は 伸 恵 昭 浩 悦 清 る 二 司 彦 史 啓 治 み
土地改良区役員の退任 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、香取郡東庄町桁沼土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。 令和七年六月十七日		
退任理事 香取郡東庄町羽計一、五六三番地	千葉県知事 熊谷 俊 人	越 川 德 治
土地改良区役員の退任 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市千倉町川戸土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。 令和七年六月十七日		
退任監事 南房総市千倉町瀬戸一、一三〇番地	千葉県知事 熊谷 俊 人	和 田 利 明

第 1 4 0 5 0 号	
1 入札に付する事項 (1) 購入等件名及び数量 住民基本台帳ネットワークシステム千葉県システム用代表端末等の機器に係る賃貸借等 一式 (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 履行期間 契約締結日から令和 1 3 年 1 月 3 1 日まで（賃貸借期間は令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日までとし、その前後の期間は導入及び撤去の期間とする。） (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所 (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。 (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。 2 入札に参加する者に必要な資格 (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。 (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品において A の等級に格付けされている者であること。 (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。 (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 5 7 年 1 2 月 1 日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。 (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（IC カード）を取得していること。 3 入札書の提出場所等 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県 2 6 0 - 8 6 6 7 千葉県中央区市場町 1 番 1 号 千葉県総務部市町村課行政班 電話 0 4 3 (2 2 3) 2 1 4 0 (2) 電子入札システムの URL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/ (3) 入札説明書の交付期限 令和 7 年 6 月 1 7 日から 7 月 1 5 日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで (4) 入札書の提出期限	ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和 7 年 7 月 2 8 日午後 5 時 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和 7 年 7 月 2 8 日午後 5 時 (5) 開札の日時及び場所 令和 7 年 7 月 2 9 日午前 1 0 時 千葉県庁本庁舎 8 階市町村課内 4 その他 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 免除 イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和 3 9 年千葉県規則第 1 3 号の 2。以下「財務規則」という。）第 9 9 条の規定によるものとする。 (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から (4) により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (4) 入札参加資格の確認 ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムの URL に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 (ア) 提出期限 令和 7 年 7 月 1 5 日午後 5 時 (イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムの URL に同じ。 イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 (ア) 提出期限 令和 7 年 7 月 1 5 日午後 5 時 (イ) 提出場所 3 (1) に示す場所 (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。 (6) 契約書の作成の要否 要 (7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第 1 0 9 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであって

令和 7 年 6 月 17 日（火曜日）

令和7年6月17日（火曜日）	
も、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。	
(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。	
(10) その他 詳細は、入札説明書による。	
5 Summary	
(1) Nature and quantity of the products to be procured: Rental of equipment, including computers, for the Chiba Prefectural Basic Resident Registration Network System (1set)	
(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 28 July, 2025	
(3) Contact point for the notice: Municipalities Administration Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2140	
入札公告	
次とおり一般競争入札に付する。	
令和7年6月17日	
千葉県知事 熊谷俊人	
1 入札に付する事項	
(1) 購入等件名及び数量 令和7、8年度スペースパトロール（残土・再生土対策）事業委託 一式	
(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。	
(3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで	
(4) 履行場所 千葉県内全域	
(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。	
2 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。	
(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、委託においてAの等級	
に格付けされている者であること。	
(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。	
(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。	
(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。	
(6) 過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（これに準ずる団体を含む。）から光学衛星画像を活用した盛土等解析委託業務を受注し、履行した実績（現に履行中である場合を含む。）を有する者であること。	
3 入札書の提出場所等	
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県環境生活部ヤード・残土対策課残土・再生土対策班 電話043（223）2641	
(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https:// www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/	
(3) 入札説明書の交付期限 令和7年6月17日から7月9日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで	
(4) 入札書の提出期限	
ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和7年7月30日午後5時	
イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和7年7月30日午後5時	
(5) 開札の日時及び場所 令和7年7月31日午前10時 千葉県庁本庁舎4階環境生活部ヤード・残土対策課	
4 低入札価格調査制度及び調査基準価格	
(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。	
(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。	
5 低入札価格調査	
(1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。	
(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。	
(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。	
第14050号	

- (4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。
- (5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。
- (7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。
- 6 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 免除
- イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。
- (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札参加資格の確認
- ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
- (ア) 提出期限 令和7年7月9日午後5時
- (イ) 提出先 3（2）電子入札システムのURLに同じ。
- イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
- (ア) 提出期限 令和7年7月9日午後5時
- (イ) 提出場所 3（1）に示す場所
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反

した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Using satellite to extract images of areas where landform changes due to embankments, etc. are suspected

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 30 July, 2025

(3) Contact point for the notice: Yard and Surplus Soil Management Division Environmental and Community Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2641

正誤

令和七年三月三十一日付け県報号外第四三三号中 (団体指導課)

ページ	段	行	誤	正
一	上	後ろから一五	二)	二)に定める
一	上	後ろから一二	二)	二)に定める
一	上	後ろから一二	「又は融資機関」を、「促進事業者」の下に「(六次産業化法第六条第三項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。)」	
二	上	前から一四	前条第一項	前条

令和七年三月三十一日付け県報号外第五四号中 (企業局管理部経理課)

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

購読料

本号

一部

六〇円

発行者

購読申込先

千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

〇四三（二二三）二六五八

二	二	二
上	上	上
○前から二	三前から一	三前から一
）を	、調定の	「調定の

六	二	ページ
上	上	段
五	後ろから	行
水道事務所長	」を「定める	誤
、水道事務所長	割合」を「定める割合	正

令和七年三月三十一日付け県報号外第五五号中
(企業局管理部総務企画課)